

香川県産業技術センター管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県産業技術センター規則（平成12年香川県規則第59号）第13条の規定に基づき、香川県産業技術センター（以下「センター」という。）及び香川県産業技術センター発酵食品研究所（以下「発酵食品研究所」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の利用申請手続)

第2条 センター又は発酵食品研究所（以下「センター等」という。）の施設を利用しようとする者は、あらかじめ施設利用申請書（様式第1号）をセンター所長又は発酵食品研究所所長（以下「センター所長等」という。）に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者が当該申請の利用時間を延長して施設を利用しようとするときは、施設利用（追加）申請書（様式第1－2号）をセンター所長等に提出し、許可を受けなければならない。

3 センター所長等は、第1項の許可をしたときは申請者に施設利用許可書（様式第2号）を、第2項の許可をしたときは施設利用（追加）許可書（様式第2－2号）交付する。ただし、申請者がこれを希望しない場合はこの限りではない。

4 センター等に機器操作指導を依頼しようとする者は、機器操作指導申請書（様式第3号）を、施設利用申請書（様式第1号）と併せて提出しなければならない。また、第2項の施設利用時間の延長に伴い機器操作指導の延長を依頼しようとする者は、機器操作指導（追加）申請書（様式第3－2号）を、施設利用（追加）申請書（様式第1－2号）と併せてセンター所長等に提出しなければならない。

5 第1項又は第2項の規定により利用の許可を受けた者が、施設利用でセンター等に入ろうとするときは、その都度施設利用者証（様式第4号）を庁舎受付窓口において交付し、施設利用が終わったときは返納させるものとする。

(施設利用の取りやめ)

第3条 前条の規定により施設利用の許可を受けた者は、その利用を取りやめようとするときは、利用予定日の前日までに、その旨をセンター所長等に連絡しなければならない。

(施設利用の条件)

第4条 施設を利用しようとするときは、香川県産業技術センター規則に定めるもののほか、次に掲げる利用の条件を厳守しなければならない。

一 利用するときは、施設利用者証を着用すること。

二 資格を必要とする施設については、当該資格を証するものを携帯すること。

三 正しい使用方法に従って、ていねいに扱うこと。なお、使用方法について不明の点があるときは、必ずセンター職員又は発酵食品研究所職員（以下「センター職員等」という。）の指示又は指導を受けること。

四 利用者の責めに帰すべき事由により、施設に損害を与えた場合において、センター所長等が要求するときは、利用者又は申請者の責任において、原状に回復しなければならない。ただし、施設の損害の原因が故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

五 施設を、許可を受けていない者に利用させたり、センター等の外に持ち出さないこと。ただし、可搬型の機器等で、企業生産現場での利用の必要性が認められ、かつセンター等職員が立ち会う場合は、当該機器等をセンター等の外に持ち出して利用できるものとする。

六 利用を終了したときは、清掃その他後始末を行い、センター職員等の点検を受けること。

七 その他、センター職員等の指示に従うこと。

(依頼試験等の申請手続)

第5条 センター等に試験、分析又は試料調製（以下、「試験等」という。）を依頼しようとする者は、あらかじめ依頼試験等申請書（様式第5号）に現品又は供試品（以下「依頼品等」という。）を添えてセンター所長等に提出しなければならない。

2 前項で申請した試験等のうち金属材料試験（硬さ分布試験、塩水噴霧試験及び塩水噴霧サイクル試験に限る。）及び窯業材料試験（耐寒試験及び凍結融解試験に限る。）について、申請した件数・測定数を超過して試験等を依頼しようとする者は依頼試験等（追加）申請書（様式第5-2号）をセンター所長等に提出しなければならない。

(試験等の申請の取り消し)

第6条 試験等の依頼をした者（以下「依頼者」という。）は、その依頼を取り消そうとするときは、当該依頼にかかる試験等が着手されるまでに、その旨をセンター所長等に連絡しなければならない。

(依頼試験等成績書の交付)

第7条 センター所長等は、第5条第1項又は同条第2項の規定により依頼された試験等を終了したときは、依頼試験等成績書（様式第6号又は様式第7号）を依頼者に交付する（試料調製の場合を除く。）。ただし、依頼者がこれを希望しない場合はこの限りではない。

(依頼品等の返還)

第8条 依頼品等は、試験等が終了したときの現状で返還する。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

2 依頼品等の返還に必要な費用は、依頼者の負担とする。

(施設利用・依頼試験等の追加料金の支払い)

第9条 第2条第2項の施設利用（追加）申請、同条第4項後段の機器操作指導（追加）申請及び第5条第2項の依頼試験等（追加）申請に係る使用料又は手数料の支払いについては後納とする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第10条 第2条第1項、第2項及び第4項、第5条第1項及び第2項の規定による申請については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(香川県工業技術センター管理運営要綱及び香川県食品試験場及び香川県発酵食品試験場管理運営要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

一 香川県工業技術センター管理運営要綱

二 香川県食品試験場及び香川県発酵食品試験場管理運営要綱

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１２月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。